

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：危機管理部危機対策課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-9	土地収用法	122-1 138-1	非常災害の際の土地の使用に係る許可
審査基準の内容 ○行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認可等に関する事務の運用上の留意事項について（平成 6 年 9 月 2 8 日建設省経収発第 1 9 1 号） （別添 2） 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 7 土地収用法第 1 2 2 条第 1 項に基づく認可（法第 1 3 8 条第 1 項において準用する場合を含む。） （非常災害の際の土地の使用に係る許可） (1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。 (2) 事業が災害防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。（公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。） (3) 第 3 条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。（形式的に収用法第 3 条各号に該当していれば足り、具体的に収用法第 2 0 条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。 (4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間（6 月をこえないこと）が必要な範囲内であること。（公益上の必要性和土地所有者の被る被害とを比較衡量） (5) 許可申請者が収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者であること。（①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。） ※ 本条項に伴う許可については、非常災害時の際に緊急に施行する必要がある場合に係る許可のため、標準処理期間を設定することはできない。			
設定年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日	最終更新日	